

第3次薩摩川内市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画（素案）概要

策定の趣旨

本計画は、第2次計画の計画期間が終了することから、配偶者等からの暴力を根絶するために、県及び関係機関・団体と連携・協力を図りながら、一体となって取組を進めるとともに、市民一人ひとりが、暴力を許さない地域社会づくりに努め、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の適切な保護に関する取組を、総合的・体系的に本市男女共同参画基本計画と一体的に推進するために第3次計画を策定します。

計画期間

令和8(2026)年度から令和12(2030)年度までの5年間

計画の位置づけ

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の規定に基づく市町村基本計画
本市男女共同参画基本条例第8条、第9条を遵守するための計画

基本理念

- ◎いかなる場合でも暴力は許されず、誰もが安心できる環境のもと、人生を豊かに生きることを求める権利を有しています。
- ◎配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、社会的な問題でもあります。
- ◎配偶者等からの暴力の被害者の多くは女性であり、その一因には、男女の不平等な関係があることから、その暴力の根絶に向けては、人権の擁護と男女平等の実現が不可欠です。
- ◎配偶者等からの暴力の被害者は、国籍や年齢、障害の有無等を問わず、その人権を尊重され、適切な支援を受けることができる権利を有します。
- ◎配偶者等からの暴力の予防と根絶及びその被害者支援のために、国、県及び近隣市町村、民間団体、市民との連携・協力を図ります。

めざすべき姿

暴力(ドメスティック・バイオレンス)をゆるさない
誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の創造

重点的に取り組むこと

I 配偶者等に対する暴力の予防と根絶に向けた取組の推進 DV・デートDV、ストーカー行為対策等

- 1 暴力を許さない人権教育・啓発の推進
- 2 問題解決を暴力に頼らない教育・啓発の推進
- 3 配偶者等からの暴力に対する正しい理解の促進
- 4 デートDVの防止に向けた教育・啓発の推進

II 安心して相談できる体制の確立に向けた取組

- 1 相談体制の整備と充実
- 2 早期発見・未然防止のための仕組みづくり
- 3 被害者の立場に立った関係機関との連携の強化
- 4 苦情等への適切な対応の推進
- 5 支援者の安全確保

III 被害者の保護と自立に向けた支援への取組

- 1 被害者の保護と安全確保
- 2 通報・通告制度による被害者の保護
- 3 被害者の安全を守る各種制度の周知と適切な運用
- 4 配偶者等からの暴力のある家庭に育つ子どもへの支援
- 5 被害者の立場に立った生活再建に向けた支援